

令和2年度 紋別市立潮見中学校 部活動に係る活動方針

1 策定の趣旨

- (1) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- (2) 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場として、教育的意義が高い。
- (3) 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
- また、教師が、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的かつ効率的・効果的に行われる必要がある。

2 基本方針

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 生徒にとって多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- (3) 生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、教師の負担が過度とならないよう学校の組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な部活動運営を図っていく。
- (4) 各部の活動計画に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で指導し、生徒の負担が過度とならないよう留意する。体罰・ハラスメントは決して許されないことを十分に意識する。

3 指導における留意点

- (1) 顧問は、担当する部の特性を踏まえ、合理的かつ効率的・効果的な活動を推進する。
- (2) 顧問は、活動において、けが等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。また、けが等が発生した場合は迅速かつ適切に養護教諭・保護者・医療機関等と連携して対応し、管理職へ報告する。
- (3) 部活動指導員・外部コーチの配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等について指導し、徹底させる。
- (4) 校長は、部活動が学校教育の一環であること、及びその意義や運営・指導の在り方についてすべての職員が理解し実践するように努めるとともに、本校の部活動に係わる活動方針に基づいた活動が行われるよう職員を指導する。

4 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する。

- 野球部・サッカー部・バスケットボール部(男子・女子)・卓球部・吹奏楽部

(2) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

- 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、電話、FAXのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。

・連絡先：住所 紋別市落石町1丁目21番3号

電話 0158-24-2415 FAX 0158-23-2557

・担当：紋別市立潮見中学校 教頭

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- 各部の責任者(以下「部活動顧問」という)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)を作成し、校長に提出する。
- 部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布するなどして、保護者・生徒の理解を得るようにするとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう留意する。

5 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるように、以下を基準とする。

(1) 休養日

⇒原則、「週当たり2日以上の休養日」を設ける。

- 平日は、少なくとも1日以上を休養日とする。
- 土曜日・日曜日(週末)は、少なくとも1日以上を休養日とする。
※練習試合・大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、大会、試合、コンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、吹奏楽連盟等が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。
- 学校閉庁日は、原則として休養日とする。
※学校閉庁日が大会当日、又は大会直前により部活動を行う場合は代替の休養日を設ける。

(2) 活動時間

⇒原則、「1日の活動時間」は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。

※中体連、吹奏楽連盟等が主催する大会等の日の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合は、長くとも平日で3時間程度、休業日で4時間程度とし、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。

(3) 部活動の特性に応じた休養日等の設定

積雪のため屋外での活動が制限される野球部、サッカーチームについては、休養日及び活動時間は上記(1)及び(2)の基準を原則とするが、原則どおり運用することが困難と認められる場合は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、次のように実施することもある。

- 休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。また、学校閉庁日は、その期間を休養日とすること。
- 活動時間は、長くとも平日では3時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)が3時間程度となるように実施すること。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

部活動顧問は、本方針の「5 適切な休養日等の設定」に示した休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。